

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

[目的]

第1条 この規程は、公益財団法人国際文化フォーラム(以下「この法人」という。)の定款第17条及び第35条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

[定義]

第2条 この規程で、次の各号に掲げる用語の意義は、その定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第29条に基づき置かれる、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とし、週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金を含むものとし、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費、日当、旅行傷害保険料及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

[報酬等の支給]

第3条 この法人は、役員及び評議員に、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、辞退を申し出たものに対しては、報酬等を支給しないことができる。

2 定款第30条に規定する理事長は、週1日、月4回の勤務を原則とし、報酬等は月額で支給するものとする。ただし、病気等で月4回の勤務ができなかった場合は、出勤1日につき40,000円を支払うものとする。

3 定款第30条に規定する常務理事及び業務執行理事は、週5日の勤務を原則とし、報酬等は月額で支給するものとする。

4 常務理事及び業務執行理事には、毎年6月及び12月に、賞与を支給することができる。

5 常務理事及び業務執行理事の退任に当たっては、その役員の任期に応じた退職慰労金を支給することができる。

6 非常勤役員には、理事会又は評議員会への出席等、必要のつど、第4条に定める額を支払うことができる。ただし、第4条に定める報酬等を支払った場合、費用のうち日当を支払うことができない。

7 評議員には、評議員会への出席等、必要のつど、第4条に定める額を支払うことができる。ただし、第4条に定める報酬等を支払った場合、費用のうち日当を支払うことができない。

[報酬等の額の決定]

第4条 この法人の理事長、常務理事、業務執行理事の報酬等の年額は、理事長 240 万円以内、常務理事 1800 万円以内、業務執行理事 1340 万円以内とし、それぞれ理事会で定める。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席等、必要のつど支給するものとし、その額は 1 人 1 日当たり 10,000 円(税別)とする。ただし、会議に出席するための交通費の実費については、常務理事の承認により別途支給することができる。

3 監事が監査業務及びこれに準ずる業務を行う際には、1 日当たり 30,000 円(税別)を支払うものとする。

4 常務理事及び業務執行理事に対する退職慰労金は、次の算式により算出した金額を上限とし、理事会で定める。

$$\frac{\text{報酬の年額}}{12} \times \frac{\text{在任月数}}{12}$$

5 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

[報酬等の支給方法]

第5条 報酬等は通貨で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 月額報酬については、毎月一定の決まった日に支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

[費用]

第6条 この法人は、役員及び評議員が職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、あらかじめ支払うことができる。

2 理事長、常務理事及び業務執行理事には、通勤に要する交通費を実費で支給する。

3 交通費、宿泊費、日当、旅行傷害保険料に関する詳細は、別に定める職員を対象とする旅費規程に準ずる。

[公表]

第7条 この法人は、この規程を、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

[改廃]

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

[補則]

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会及び評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益財団法人国際文化フォーラムの設立登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)より施行する。

附則 この規程は、平成 28 年 6 月 6 日より施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 13 日より施行する。